議　　第　　１８５　　号

令和 ８ 年 ６ 月 ５ 日提出

熊本市税条例等の一部改正について

熊本市税条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市税条例等の一部を改正する条例

（熊本市税条例の一部改正）

第１条　熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）の一部を次のように改正する。

第２５条の２第３項中「以下本項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第２７条の５の２第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第２８条の２第１項ただし書中「及び第２８条の３の３第１項」を「並びに第２８条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第２８条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第２８条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。） は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、 市長に提出しなければならない。

(1)　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2)　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第１８条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第３５条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

(3)　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第１８条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

第２８条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　公的年金等支払者の名称

(2)　公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3)　特定配偶者の氏名

(4)　扶養親族又は特定親族の氏名

(5)　その他施行規則で定める事項

第４１条の３中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては２０万円」を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

附則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に、「同条第１項」を「同項」に改める。

附則第７条の３の前の見出し及び同条を削る。

附則第７条の３の２に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「居住年が平成１１年から平成１８年まで又は」を「同法第４１条第１項に規定する居住年が」に、「令和７年」を「令和１２年」に、「において、法附則第５条の４の２第５項」を「には、法附則第５条の４第５項」に改め、同条第２項中「附則第７条の３の２第１項」を「附則第７条の３第１項」に改め、同条を附則第７条の３とする。

附則第７条の４中「又は附則第１８条の４第１項」を「、附則第１８条の２の３第１項又は附則第１８条の４第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第８条第１項中「令和９年度」を「令和１２年度」に改め、同条第２項中「、附則第７条の３の２第１項」を削る。

附則第９条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第１０条の２中第１８項を第２０項とし、第１７項を第１９項とし、同条第１６項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同項を同条第１８項とし、同条第１５項中「附則第１５条第３２項」を「附則第１５条第３１項」に改め、同項を同条第１７項とし、同条第１４項中「附則第１５条第２８項」を「附則第１５条第２７項」に改め、同項を同条第１６項とし、同条第１１項から第１３項までを削り、同条第１０項中「附則第１５条第２５項第３号ハ」を「附則第１５条第２４項第４号」に改め、同項を同条第１５項とし、同条第９項中「附則第１５条第２５項第３号ロ」を「附則第１５条第２４項第３号ロ」に、「４分の３」を「３分の２」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第８項中「附則第１５条第２５項第３号イ」を「附則第１５条第２４項第３号イ」に、「４分の３」を「３

分の２」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第７項中「附則第１５条第２５項第２号」を「附則第１５条第２４項第２号」に、「７分の６」を「５分の３」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第６項中「附則第１５条第２５項第１号ニ」を「附則第１５条第２４項第１号ニ」に、「３分の２」を「２分の１」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第５項中「附則第１５条第２５項第１号ハ」を「附則第１５条第２４項第１号ハ」に、「３分の２」を「２分の１」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第４項中「附則第１５条第２５項第１号ロ」を「附則第１５条第２４項第１号ロ」に、「３分の２」を「２分の１」に改め、同項を同条第９項とし、同条第３項中「附則第１５条第２５項第１号イ」を「附則第１５条第２４項第１号イ」に、「３分の２」を「２分の１」に改め、同項を同条第８項とし、同条第２項の次に次の５項を加える。

３　法附則第１５条第２１項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。

４　法附則第１５条第２１項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。

５　法附則第１５条第２１項第３号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。

６　法附則第１５条第２２項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。

７　法附則第１５条第２２項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。

附則第１０条の３第７項中「附則第１２条第１６項」を「附則第１２条第１７項」に改め、同条第８項中「附則第１２条第１９項」を「附則第１２条第２０項」に改め、同条第９項第４号中「附則第１２条第２３項」を「附則第１２条第２４項」に改め、同項第６号中「附則第１２条第２４項」を「附則第１２条第２５項」に改め、同条第１０項第５号及び同条第１２項第５号中「附則第１２条第３１項」を「附則第１２条第３２項」に改め、同条第１５項中「附則第１２条第１９項」を「附則第１２条第２０項」に改める。

附則第１０条の４を削る。

附則第１６条の３第３項第２号、第１６条の４第３項第２号及び第１７条第３項

第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第１７条の２第１項中「令和８年度」を「令和１１年度」に改め、同条第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に、「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第１８条第５項第２号及び第１８条の２第２項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第１８条の２の２の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第１８条の２の３　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第２５条の２第１項及び第２項並びに第２７条の２の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第２７条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）

の１００分の４に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　第２７条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１８条の２の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2)　第２７条の５から第２７条の６まで、第２７条の６の２第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第２７条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１８条の２の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第２７条の５の２第１項前段、第２７条の６、第２７条の６の２第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１８条の２の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第２７条の５の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１８条の２の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)　第２７条の７の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第１８条の２の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１８条の２の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4)　附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１８条の２の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１８条の２の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１８条の４第２項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第１８条の４の２第２項第２号及び第５項第２号並びに第１８条の４の３第２項第２号及び第５項第２号中「、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項」を「及び第７条の３第１項」に改める。

附則第２１条中「第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第

２４項、第２７項、第３１項から第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」を「第８項、第１２項から第１６項まで、第１８項、第１９項、第２３項、第２６項、第３０項から第３２項まで、第３５項、第３６項、第４０項若しくは第４３項」に改める。

（熊本市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　熊本市税条例の一部を改正する条例（平成２６年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「の種別割」を削る。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第１条中熊本市税条例第２８条の２第１項ただし書、第２８条の３の２及び第２８条の３の３の改正規定並びに附則第６条の改正規定（「から令和９年度まで」を「以後」に改める部分に限る。）及び附則第７条の３の２第１項の改正規定（「令和２０年度」を「令和２５年度」に改める部分及び「令和７年」を「令和１２年」に改める部分に限る。）並びに次条第１項及び第２項の規定　令和９年１月１日

(2)　第１条中熊本市税条例第４１条の３の改正規定及び附則第３条第２項の規定　令和９年４月１日

(3)　第１条中熊本市税条例第２７条の５の２第２項の改正規定並びに附則第７条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限る。）、附則第９条の２の改正規定及び附則第１７条の２の改正規定（同条第１項及び第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に改める部分を除く。）並びに次条第４項の規定　令和１０年１月１日

(4)　第１条中熊本市税条例附則第７条の４の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第１８条の２の２の次に１条を加える改正規定並びに次条第３項及び第５項の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）附則第１条第１７号に掲げる規定の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）第２８条の３の３第１項及び第２項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第２８条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の熊本市税条例第２８条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

２　前条第１号に掲げる規定による改正後の熊本市税条例附則第７条の３第１項及び第２項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項

の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3　前条第４号に掲げる規定による改正後の熊本市税条例附則第７条の４の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第５項において「４号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、４号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4　新条例附則第１７条の２第４項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第３号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第１７条の２第１項の土地等の譲渡について適用する。

5　新条例附則第１８条の２の３の規定は、４号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新条例第４１条の３の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3　令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　平成３０年４月１日から令和８年３月３１日までの間に旧法附則第１５条の１１第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第４条　次項に定めるものを除き、新条例の規定は、令和８年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和７年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　平成３０年４月１日から令和８年３月３１日までの間に旧法附則第１５条の１１

第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（提出理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）等の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。